

資料編

資料編

1 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和6年 3月28日	令和5年度第2回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・鹿嶋市こども計画策定に係るアンケートの実施について
令和6年 5月20日 ～6月7日	アンケート調査 ・就学前児童保護者 ・就学児童保護者 ・小学5年生・中学2年生 ・15歳～29歳 ・中学生・高校生の保護者	・配布数 1,000件, 回答数 371件, 回収率 37.1% ・配布数 1,000件, 回答数 426件, 回収率 42.6% ・配布数約 1,000件, 回答数 863件, 回収率約 86.3% ・配布数 2,000件, 回答数 444件, 回収率 22.2% ・配布数 1,000件, 回答数 388件, 回収率 38.8%
令和6年 7月～9月	関係団体等ヒアリング	・ファミリー・サポート・センター提供会員 2人 ・不登校・ひきこもりを考える親の会主催者 1人 ・家庭教育支援員(訪問型家庭教育支援事業) 8人 ・こども食堂運営者 5団体6人
令和6年 8月19日	令和6年度第1回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・令和5年度鹿嶋市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・鹿嶋市こども計画に係るアンケート調査結果及び鹿嶋市こども計画の施策の方向性について
令和6年 11月11日	令和6年度第2回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・鹿嶋市こども計画の素案について
令和6年 12月5日 ～25日	パブリックコメント	意見提出件数：34件
令和7年 2月5日	令和6年度第3回 鹿嶋市子ども・子育て会議	(議事) ・パブリックコメントの実施結果について ・鹿嶋市こども計画(案)について

2 鹿嶋市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日
条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、鹿嶋市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(令5条例19・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例19・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) その他市長が必要と認める者

(令5条例19・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 鹿嶋市子ども・子育て会議 委員名簿

任 期 自：令和5年3月27日
至：令和7年3月26日

No	区 分	氏 名	所 属 等
1	委員長	打越 正貴	茨城大学
2	副委員長	関澤 礼子	私立保育園代表（野草舎森の家）
3	委員	池田 将規	私立認定こども園保護者代表
4	委員	眞島 健	私立保育園保護者代表
5	委員	飯島 蓉子	公立保育・認定こども園保護者代表
6	委員	綿引 沙織	公立幼稚・認定こども園保護者代表
7	委員	給前 裕子	未就園児保護者代表
8	委員	阿部 浩樹	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区
9	委員	小澤 洋子	私立認定こども園代表（認定こども園こじか）
10	委員	加藤 佳枝	どろんこきっず
11	委員	根本 幸子	NPO 法人あっとホームたかまつ
12	委員	前田 友美	coco color
13	委員	糸川 康子	鹿嶋市民生委員児童委員協議会
14	委員	平井 敬子	鹿嶋市放課後子どもプラン運営委員会
15	委員	大崎 千帆	鹿嶋市教育委員会教育委員

4 用語解説

用語	内容
■あ行	
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルージョン	包容。
ウェルビーイング	生涯にわたり身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態。
SDGs	「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。
■か行	
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき5名（補助者ありの場合）以下。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）・保育所（園）のこと。
教育センター	子どもたちの健やかな成長に向けて、研修事業や教育相談事業、適応指導教室の設置等、教職員研修や相談機能を1つにまとめ、教職員はもとより、子どもたちと保護者の方々を総合的かつ専門的に支援するために設置されたもの。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの平均数。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
子ども・子育て支援法	全ての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	世界中の全ての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約。1989年11月20日、国連総会において採択され、日本は1994年に条約を守ることを国として表明している。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

用語	内容
■さ行	
里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らすこどもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。里親とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。
次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備するための法律。平成17年4月1日に施行され、有効期限が平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成26年の改正により令和7年3月31日まで延長され、さらに令和6年の改正により令和17年3月31日までに再延長された。
児童福祉法	昭和22年に制定された児童福祉を保障するための法律。児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、あらゆる児童が持つべき権利や受けるべき支援が定められたもの。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法41条）。
社会的養育	虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを、公的な責任として社会的に養育すること。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政支援で、市町村の確認を受けた施設に給付を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
事業所内保育事業	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
社会的擁護	保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のこと。
小規模保育事業	小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。 A型 定員6～19人 保育士は全て有資格者 B型 定員6～19人 保育士は1/2以上が有資格者 C型 定員6～10人 家庭的保育者が保育
スクールロイヤー	学校で起こるさまざまな問題について、法的な観点から助言を行う弁護士のこと。
■た行	
待機児童	保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できずに待機している状態の児童。
地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
適応指導教室	さまざまな理由で学校や教室に行けない子どもたちのために、学校復帰や社会的自立に向けた、教育相談や学習支援を行う場所。
デジタル・シティズンシップ教育	インターネットやインターネット上のメディアを使用する際の責任ある行動を促すことを目的とした教育。

用語	内容
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のこと。
特定地域型保育	市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
■な行	
乳児院	乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設（児童福祉法第37条）。
■は行	
はじめの100か月の育ちのビジョン	「はじめの100か月」とは、母親がこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中までをさす。 人生の一番初めのこの時期に、全てのこどもが等しく健やかに育つことができるように、大切にしたい考え方をまとめたもの。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
不妊症	2回以上の流産の既往がある者。
ファミリー・サポート・センター	保育の援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、相互援助を行う会員組織。
フリースクール	一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。
■ま行	
メディアリテラシー	メディアの意味や特性を理解したうえで、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのあり方を考え、行動していくことができる能力。
■や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこども。
■ら行	
ライフステージ	人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。
■わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和が実現された状態のこと。

5 鹿嶋市こども食堂ネットワーク「しょくの輪」

No	名称	開催日時	場所	活動内容
1	よつ葉食堂 (あっとホーム たかまつ)	毎月最終水曜日 17時～	鹿嶋市木滝478番地53 高松公民館	<ul style="list-style-type: none"> 体験活動と子ども食堂 ※子ども無料, 大人 300 円 ※子ども自身が調理から後片付けまで参加 フードパントリー「おんおくり」 世代交流プラットフォーム： ものづくりを通して, 世代交流, 豊かな心を 育む活動 みんなの居場所事業 (相談支援&陽だまりサロン&テニス)
2	わかばカフェ (鹿嶋市食育クラブ わかば)	SNS, 公式 LINE でお知らせ	鹿嶋市角折 2881 宮中グリーンホーム 「オアシス」ほか	<ul style="list-style-type: none"> 会食型の子ども食堂 ※子ども無料, 大人 200 円 フードパントリー「わかば応援 BOX」
3	わいわい食堂	毎月第3土曜日 12時～14時	鹿嶋市宮中2042番地1 三笠公民館2階	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂(年齢問わず誰でも参加OK) 食品などの配布もしています。 ※子ども(高校生まで)無料, 大人 200 円
4	ぼくらの教室	毎月 第1・第3土曜日 9時～13時	鹿嶋市津賀1919番地1 大野公民館	<ul style="list-style-type: none"> 無料学習支援と子ども食堂(先着30名) ※食事は子ども100円, 大人200円 親子でEnglish(無料, 先着20名) フードパントリー(不定期) 高齢者のお弁当無料配布 (毎月第4土曜日配布)
5	鹿嶋みんなの食卓 (チャイルドスマイル)	不定期	鹿嶋市角折2096番地1 はまなす公民館	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂とフードパントリー 親子で楽しめるイベントを同時開催 ※無料
6	みんなの食堂	毎月第2土曜日 10時30分～ 12時	鹿嶋市須賀1692番地1 豊郷公民館	<ul style="list-style-type: none"> 会食型の子ども食堂とフードパントリー ※子ども無料, 大人 300 円 子育てや生活相談を随時受付しています。
7	ココブレイス (coco color)	毎月 第1・第3金曜日 10時～14時	鹿嶋市津賀1919番地1 大野公民館 和室	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂 (おやことお年寄りのための居場所) その他, 起業支援や整体等の体と心のケア はリクエストにて開催しております。

※令和7年3月時点



6 鹿嶋市子育て応援マップ



★ 公立認定こども園

- 1 平井認定こども園

◆ 私立認定こども園

- 2 認定こども園大野めぐみ保育園
- 3 認定こども園大野ひかり保育園
- 4 認定こども園鹿島いずみ園
- 5 認定こども園港ヶ丘園
- 6 認定こども園鹿島幼稚園
- 7 認定こども園こじか
- 8 認定こども園野草舎森の家

📍 公立幼稚園

- 9 三笠幼稚園
- 10 高松幼稚園
- 11 波野幼稚園
- 12 はまなす幼稚園

📍 公立保育園

- 13 宮下保育園
- 14 佐田保育園

📍 私立保育園

- 15 鹿嶋さくら園
- 16 カシマベビーランド
- 17 実りの木保育園
- 18 子どもの家野草舎
- 19 ひよどり保育園
- 20 美空野保育園

📍 私立小規模保育事業所

- 21 ふたば保育園
- 22 はとの丘保育園
- 23 そよ風保育園
- 24 港ヶ丘ベビールーム
- 25 イズミベビールーム
- 26 みどりの森保育園
- 27 須賀ベビールーム

📍 私立家庭的保育事業所

- 28 イズミベビーハウス

📍 子育て支援施設

- 29 こども家庭センター「りぼん」
- 30 保健センター
- 31 セイビ堂ドリームパーク(鹿嶋市地域子育て支援センター)

資料：鹿嶋市子育て応援ブックのびのびしかっこ（令和7年3月時点）

鹿嶋市こども計画（令和7年3月）

発行 鹿嶋市

編集 鹿嶋市こども相談課

住所 〒314-8655

茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL 0299-82-2911（代表）



鹿嶋市

